

福山市地域福祉計画 2022

福 山 市

2022年（令和4年）3月

はじめに

本市では、2017年（平成29年）3月に「福山市地域福祉計画2017」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重され 住み慣れた地域で心豊かに 夢を持ち続けて暮らすことができるまち ふくやま」を基本理念に、「つながりあい 支えあうまちづくり」をめざし、地域福祉の推進に取り組んできました。

近年、本市をはじめとする全国的な状況として、人口減少・少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など様々な問題により、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。また、個人や世帯が抱える問題やニーズはますます複雑化・複合化しており、これまでの制度では十分な支援が届かない「制度の狭間の問題」も顕在化しています。

こうした背景を踏まえる中、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「福山市地域福祉計画2022」を策定しました。本計画では、今後地域福祉の重要性が高まる中、誰もが役割を持ち、社会から孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

本計画に基づいて、基本理念である「支え合いながら すべての市民がいきいきと心豊かに 安心して暮らせる共生のまち ふくやま」を実現するため、全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様をはじめ、事業者やボランティアなどの多くの方々の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、福山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言、多大なる御協力をいただいた多くの皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

2022年（令和4年）3月
福山市長 枝広 直幹



目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の策定に当たって	1
2 地域福祉計画の位置づけ	2
3 計画期間	5
4 地域福祉の様々なエリア	5
5 地域福祉を取り巻く現状	6
6 取組状況	13
7 前計画の評価と今後の方向性	15
8 計画を進めるためのそれぞれの役割	16
第2章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策の体系	20
第3章 施策の展開	21
基本目標1 誰もが孤立せずいきいきと暮らせるつながりづくり	21
基本目標2 様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり	27
基本目標3 互いに支え合える仕組みづくり	33
第4章 重点施策	39
第5章 計画の推進に向けて	41
1 計画の推進	41
2 計画の進行管理	41
第6章 資料編	42
1 策定経過	42
2 福山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	43
3 福山市保健福祉推進委員会	44
4 福山市地域福祉計画2022（素案）についての意見募集	45
5 用語解説	46

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定に当たって

(1) 策定の背景と趣旨

「地域福祉」では、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活できるよう、行政や地域住民、団体等が協力し合い、共に生き支え合う地域社会を形成するための取組や仕組みづくりが求められています。

本市では、2017年（平成29年）3月に「福山市地域福祉計画2017」（以下「前計画」という。）を策定しました。基本理念を「一人ひとりの人権が尊重され 住み慣れた地域で心豊かに 夢を持ち続けて暮らすことができるまち ふくやま」とし、この実現に向けた基本目標として「誰もが活躍できるまちづくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」「お互いに支え、支えられるまちづくり」「多様な主体同士のネットワークづくり」を掲げ、関わり合うきっかけづくりや人づくり、地域福祉に関する情報発信、相談対応などの施策を推進してきました。高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者や分野ごとに公的サービスの充実にも取り組んできたところです。

一方で、本市を含む全国的な傾向として、少子高齢化・人口減少の進行をはじめ、地域のつながりの希薄化や一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・認知症高齢者の増加、子どもの貧困、虐待、ひきこもりなどといった様々な課題が生じており、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

そして、国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

また、近年、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けた世界共通の目標であるSDGsの取組が注目されています。このSDGsの実現をめざすことは、持続可能な地域社会の確立に資するものであり、地域福祉の考え方ともつながることから、各施策にSDGsの視点を取り入れていくことも重要です。

この度、前計画が2021年度（令和3年度）で終了することから、新たに「福山市地域福祉計画2022」（以下「本計画」という。）を策定します。社会保障・地域福祉に関する現状やその変化を踏まえる中で、これまでの取組を基盤に、地域福祉をより一層向上させることで、地域共生社会を実現してまいります。

2 地域福祉計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画とは、地域住民等による地域福祉の推進のため、分野ごとの様々な福祉施策を横につないで総合的に対応できる仕組みづくりのほか、社会福祉に関する活動を行う者同士のネットワークの構築など、地域で暮らす人の困りごとや福祉の問題について、地域全体で連携し取り組むための考え方や方策を行政が示すものです。

地域福祉計画について、「社会福祉法」には次のとおり定められています。

社会福祉法（法律第 45 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

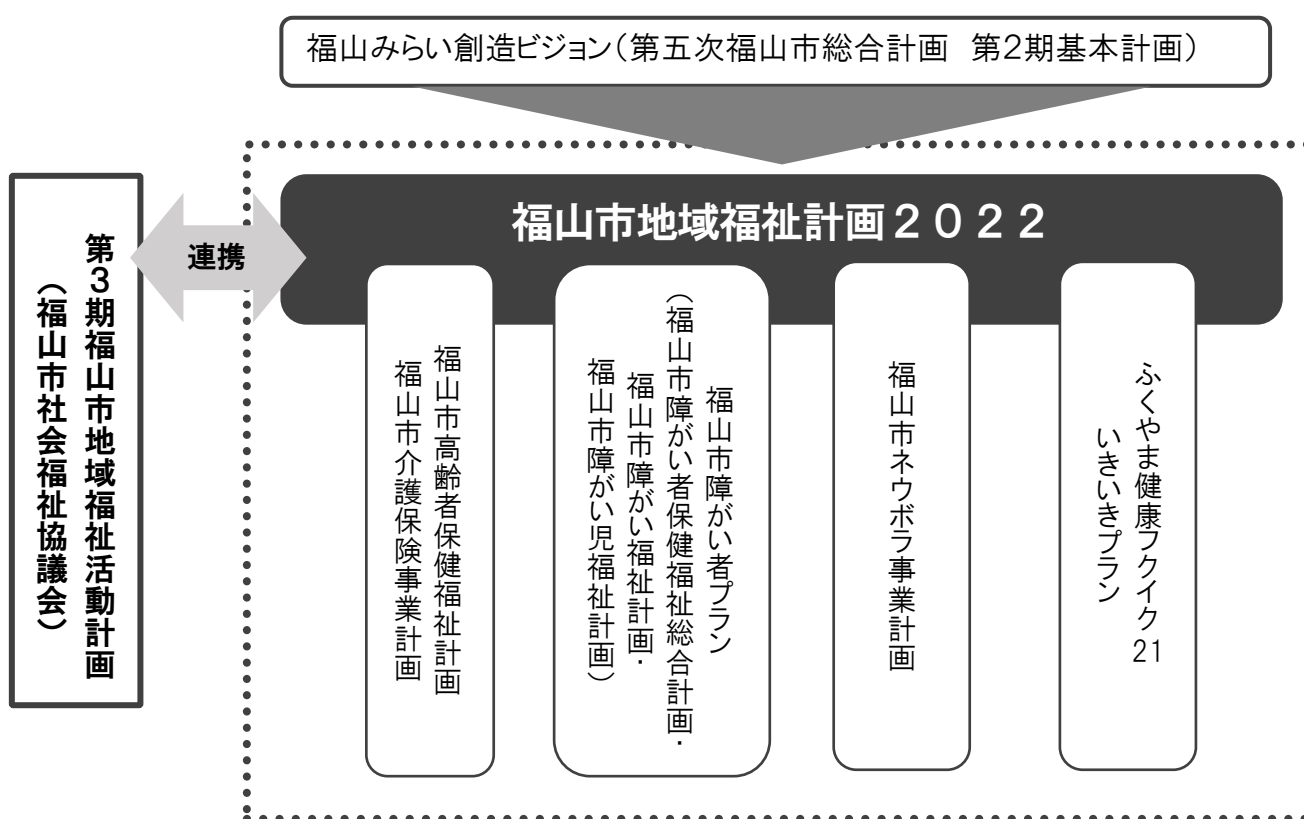
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 他の計画との関連

本計画は、上位計画である「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画）」との整合をとりつつ、「福山市高齢者保健福祉計画・福山市介護保険事業計画」、「福山市障がい者プラン」、「福山市ネウボラ事業計画」、「ふくやま健康フクイク 21 いきいきプラン」など地域福祉に関連するいずれの計画にも共通する事項を定めたものです。

福山市社会福祉協議会が策定する「福山市地域福祉活動計画」は、住民やボランティア団体、福祉団体の参加を得て、地域福祉活動やボランティア活動を進めていくうえでの具体的な取組の方針を示すものです。

本計画はこれらの関係計画と一体となって地域福祉を推進するものです。



3 計画期間

計画期間は、他の福祉分野の計画期間との整合性や、福祉をはじめ、生活関連分野における社会経済情勢の変化などを考慮し、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

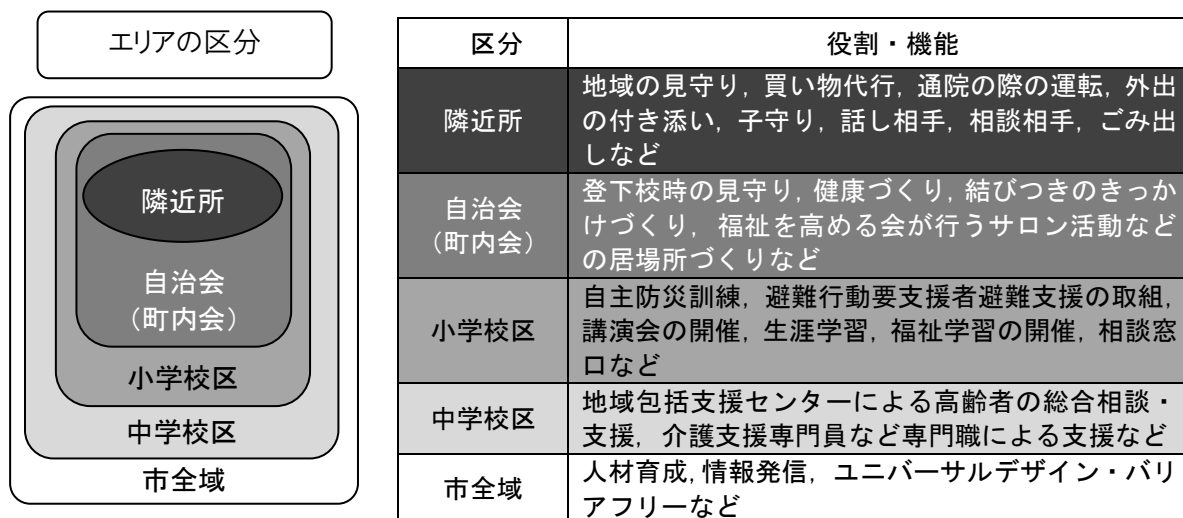
【地域福祉計画と関連する計画の期間】

（年度）

2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
第五次福山市総合計画 第1期基本計画				福山みらい創造ビジョン (第五次福山市総合計画 第2期基本計画)					
	福山市高齢者保健福祉計画 2018			福山市高齢者保健福祉計画 2021		福山市高齢者保健福祉計画 2024			
福山市障がい者保健福祉総合計画				福山市障がい者プラン					
	福山市障がい福祉計画 2018								
福山市子ども・子育て支援事業計画			福山市ニューボラ事業計画						
ふくやま健康フクイク 21 いきいきプラン 2018									
福山市地域福祉計画 2017						福山市地域福祉計画 2022			

4 地域福祉の様々なエリア

本計画では、まちづくりやこれまでの地域福祉活動のエリアとの整合をとりながら、エリアの区分に応じた機能、役割をもって地域福祉を推進します。



※この図は、必ずしも限定的なものではなく、様々に入り混じっていることもあり、主なイメージです。

5 地域福祉を取り巻く現状

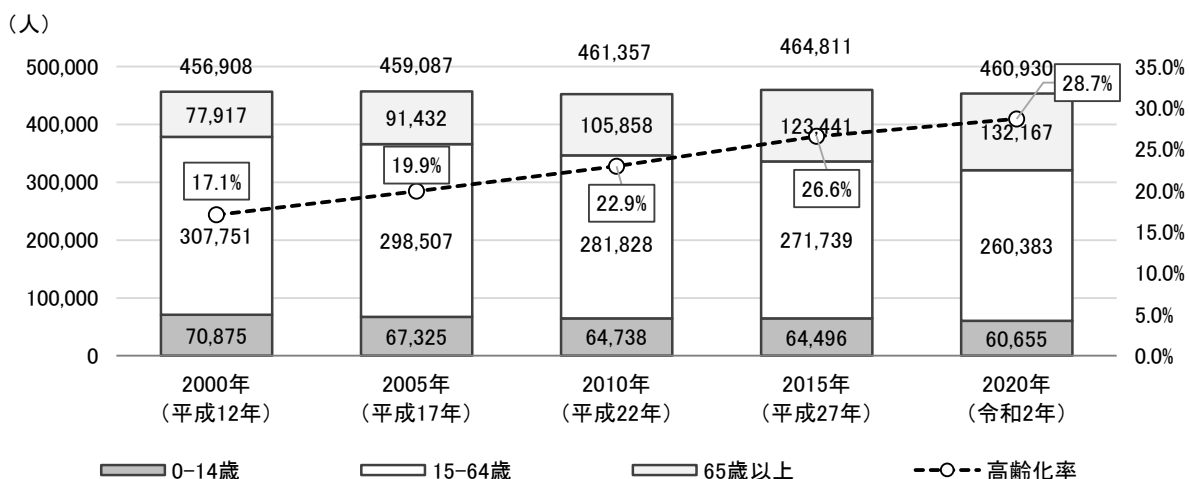
(1) 人口と将来推計

本市の総人口は、国勢調査によると、2015年（平成27年）までは増加傾向で推移していましたが、2020年（令和2年）は460,930人と、前回調査に比べ3,881人の減となっており、初めて減少に転じました。

国立社会保障・人口問題研究所によると、総人口は今後も減少を続けるものと見込まれています。その中で、少子高齢化を表すかのように、これからの社会の担い手である年少人口（0-14歳）・生産年齢人口（15-64歳）は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

65歳以上の高齢人口は増加の一途をたどっており、今後は、団塊ジュニア世代が生産年齢人口から高齢人口に移行するため、高齢化はさらに加速していきます。

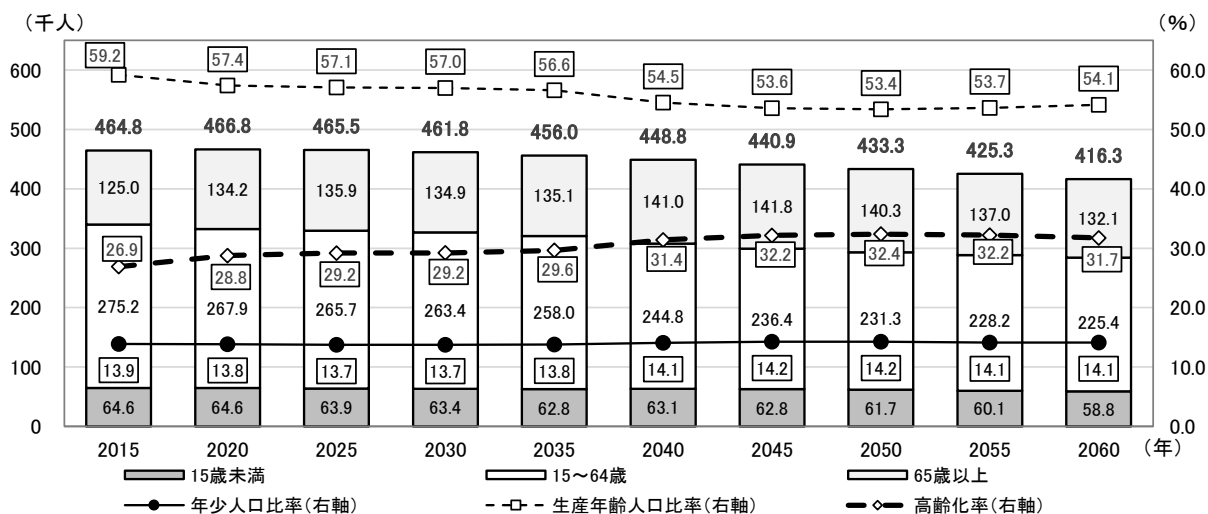
■年齢3区分別人口の推移（各年10月1日）



※年齢不詳の人口があるため、計は一致しません。

資料：国勢調査

■人口将来展望（2040年〔令和22年〕に希望出生率1.90を達成することを見込む独自推計）

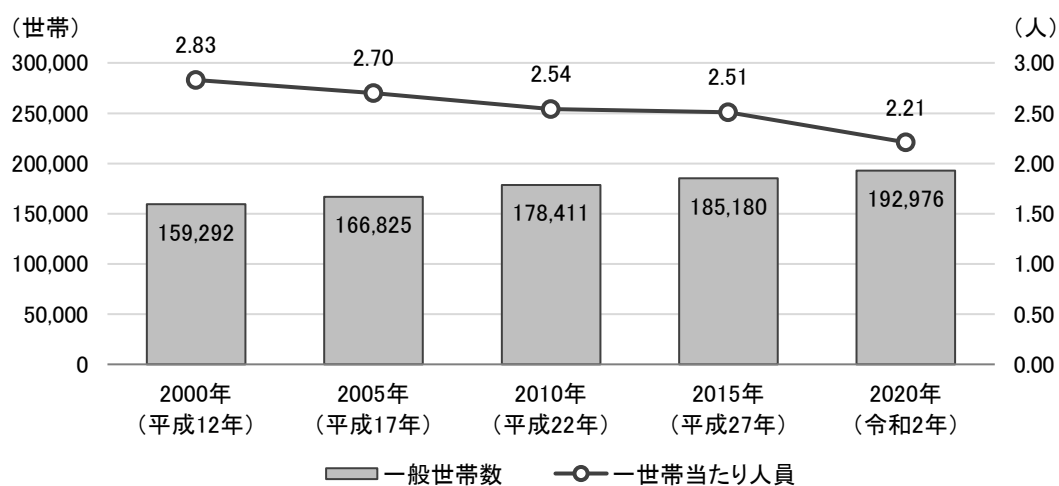


資料：福山市人口将来展望分析

(2) 世帯の状況

一般世帯数は年々増加していますが、一世帯当たり人員は減少傾向で推移しています。また、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯や父子世帯・母子世帯は増加傾向にあります。

■世帯数の推移（各年10月1日）



資料：国勢調査

■高齢者世帯数の推移（各年10月1日）

単位：世帯

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
高齢単身世帯	8,773	11,766	14,576	18,686	21,235
高齢夫婦世帯	12,231	15,333	18,826	22,673	21,854
高齢者のいる世帯	52,861	60,700	68,880	78,607	82,964

資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移（各年10月1日）

単位：世帯

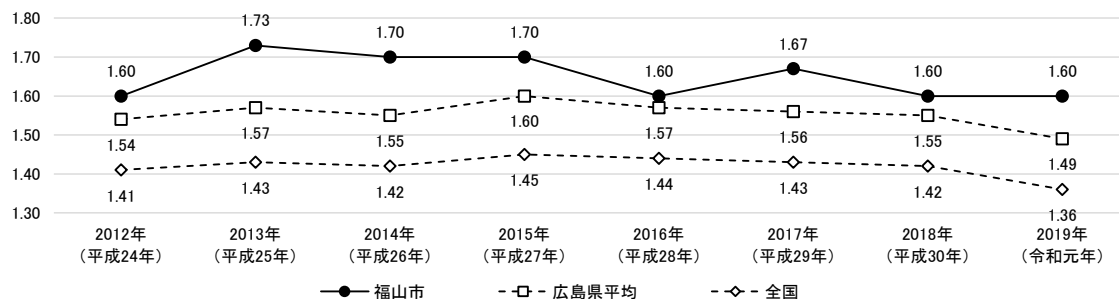
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
父子世帯	330	345	294	345	309
母子世帯	2,520	3,199	3,129	3,611	3,118

資料：国勢調査

(3) 出生の状況

合計特殊出生率は2017年（平成29年）に1.67と上昇しましたが、近年では1.60と横ばいとなっています。本市の合計特殊出生率は各年を通して全国や広島県を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

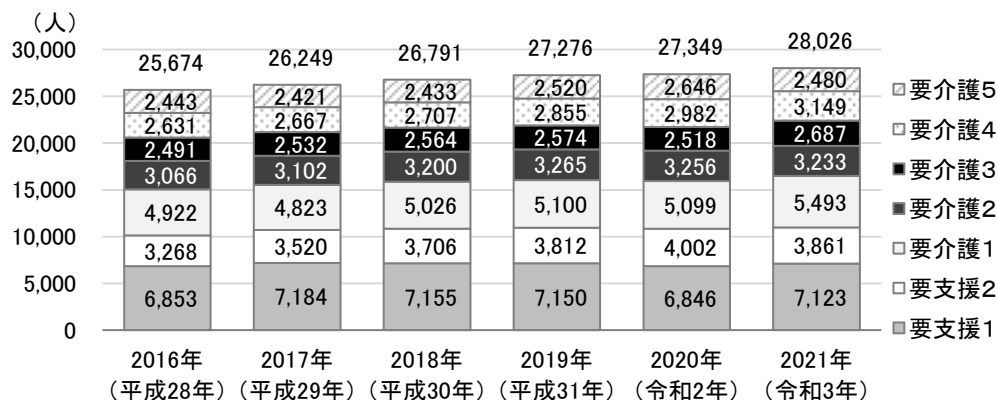


資料：保健部総務課

(4) 介護の状況

介護保険におけるサービス利用が必要となる要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、要支援1や要介護1など比較的軽度の認定者数が増加しています。

■要介護認定者数の推移（各年3月末）



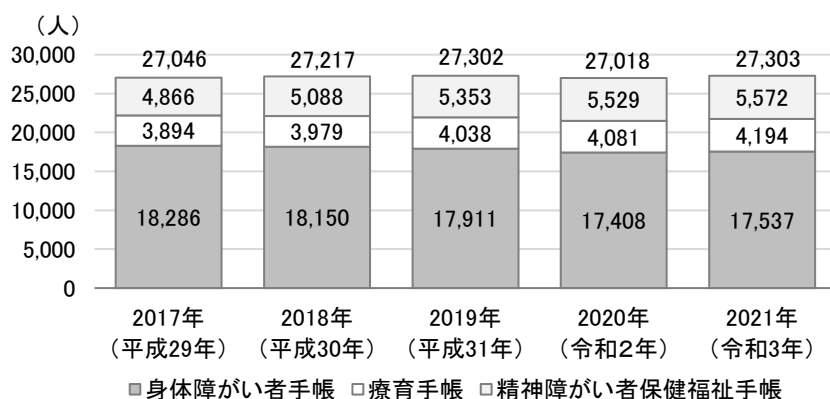
資料：介護保険事業状況報告月報

(5) 障がい者の状況

障がい者手帳の所持者数は、横ばいとなっています。障がい種別では、身体障がい者手帳所持者は減少、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

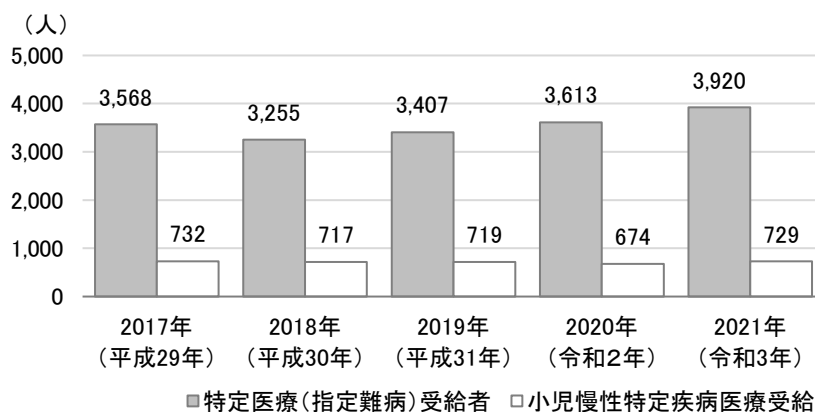
特定医療（指定難病）受給者数は、増加傾向で推移しています。小児慢性特定疾病医療受給者数は、横ばいとなっています。

■各種障がい者手帳所持者数の推移（各年3月末）



資料：障がい福祉課

■特定医療（指定難病）受給者数と小児慢性特定疾病医療受給者数の推移（各年3月末）



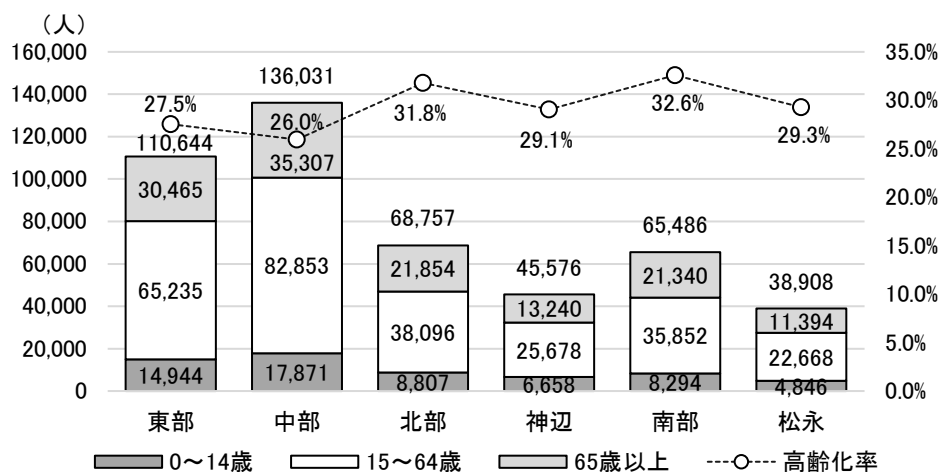
資料：保健予防課

(6) ブロック別の状況

人口が多い中部、東部ブロックにおいては、高齢化率も低くなっています。高齢化率は南部、北部ブロックが高い状況です。

年齢3区分別人口の推移をみると、各ブロックの総人口は概ね横ばいとなっているものの、高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口の状況（2021年〔令和3年〕3月末）



資料：情報管理課

※ブロックは、まちづくり推進委員会の区分によります。

■年齢3区分別人口の推移（各年3月末）

単位：人

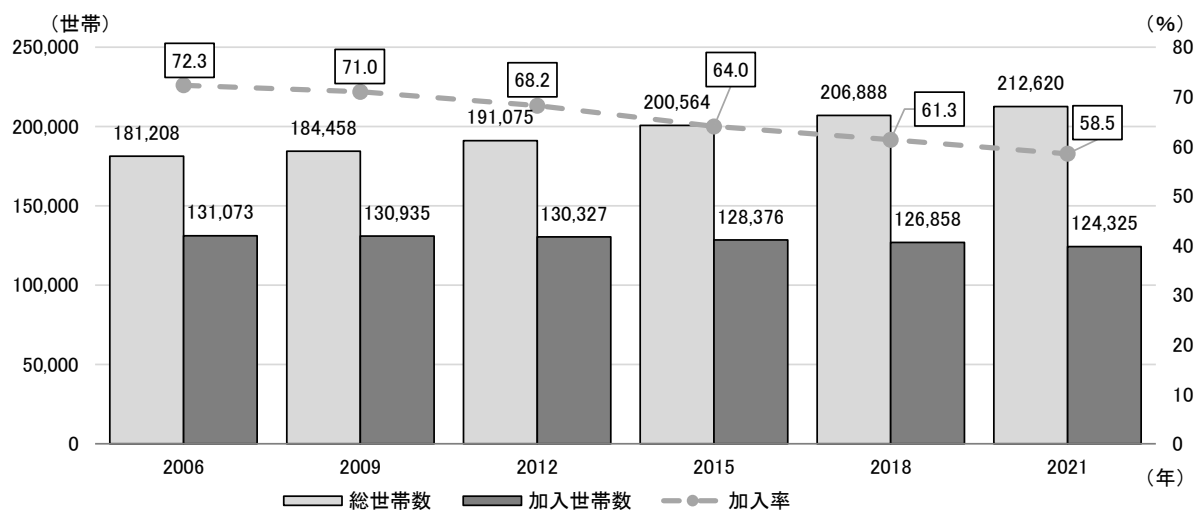
ブロック	区分	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
東部	0-14歳	16,164	15,841	15,597	15,264	14,944
	15-64歳	67,189	66,590	66,284	65,843	65,235
	65歳以上	28,225	28,928	29,563	30,053	30,465
	合計	111,578	111,359	111,444	111,160	110,644
	高齢化率	25.3%	26.0%	26.5%	27.0%	27.5%
中部	0-14歳	18,605	18,588	18,434	18,167	17,871
	15-64歳	83,561	83,454	83,475	83,468	82,853
	65歳以上	34,124	34,498	34,899	35,204	35,307
	合計	136,290	136,540	136,808	136,839	136,031
	高齢化率	25.0%	25.3%	25.5%	25.7%	26.0%
北部	0-14歳	9,408	9,264	9,095	8,908	8,807
	15-64歳	39,643	39,058	38,733	38,527	38,096
	65歳以上	21,072	21,376	21,691	21,809	21,854
	合計	70,123	69,698	69,519	69,244	68,757
	高齢化率	30.1%	30.7%	31.2%	31.5%	31.8%
神辺	0-14歳	6,447	6,528	6,541	6,599	6,658
	15-64歳	25,072	25,305	25,418	25,592	25,678
	65歳以上	12,570	12,766	12,898	13,048	13,240
	合計	44,089	44,599	44,857	45,239	45,576
	高齢化率	28.5%	28.6%	28.8%	28.8%	29.1%
南部	0-14歳	8,832	8,726	8,533	8,466	8,294
	15-64歳	38,465	37,770	36,924	36,499	35,852
	65歳以上	20,712	20,919	21,122	21,211	21,340
	合計	68,009	67,415	66,579	66,176	65,486
	高齢化率	30.5%	31.0%	31.7%	32.1%	32.6%
松永	0-14歳	5,013	5,010	4,929	4,861	4,846
	15-64歳	23,246	23,172	22,959	22,947	22,668
	65歳以上	11,090	11,194	11,285	11,371	11,394
	合計	39,349	39,376	39,173	39,179	38,908
	高齢化率	28.2%	28.4%	28.8%	29.0%	29.3%

資料：情報管理課

(7) 自治会（町内会）加入率の状況

本市の総世帯数は増加していますが、自治会（町内会）加入率は低下しています。

■自治会（町内会）加入率の推移



※各年4月1日現在。総世帯数は、2006年（平成18年）は住民基本台帳に外国人登録を加えた世帯数。2009年（平成21年）からは住民基本台帳上の世帯数であり、2015年（平成27年）から外国人世帯数を含む。

加入世帯数は福山市自治会連合会から報告を受けた世帯数。

資料：協働のまちづくり課

6 取組状況

地域福祉活動を行っているボランティア団体やNPO、事業者等を対象にアンケートを行い、それぞれの取組主体の現状と課題について把握を行いました。

調査対象者：①地域福祉団体、民生委員児童委員協議会 ②ボランティア・NPO
③社会福祉事業者 ④社会福祉協議会

また、行政内部においても前計画の事業評価を行い、取組の進捗状況及び課題について、整理しました。

○：現状 ●：課題

	基本方策1 “つながりあい”の促進	基本方策2 “支えあい”の促進	基本方策3 地域福祉を支える仕組みづくり
一人一人	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・交流館やコミュニティセンター・館等で行われている活動や生きがいづくり・仲間づくりのための活動、学習活動などへは、多くの人に参加しています。 ○参加者が固定化している行事もあります。 ●学習活動や地域行事等にあまり参加をしていない市民に対し、活動参加を促進するための取組や身近な地域への関心を高めるための広報・啓発などが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な支え合いや相談を受けることは、多くの人ができています。 ○支え合いをおせっかいだと思ってしまう傾向や、勇気がなく声かけられないなど、消極的になってしまう人がいます。 ●困っている人を見かけたら、声をかけていけるような日頃の関係づくりを進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加や地域活動についての情報収集・情報共有は多くの人を取り組んでいます。携帯端末などで情報を収集する人が増えていることが要因と考えられます。 ●地域活動への更なる参加者の増加に向けて、市民一人一人が参加しやすい場を作る必要があります。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、誰でも気軽に参加できる地域行事の企画や地域で交流や相談のできる場づくりが進められています。 ○隣近所とのつながりが希薄化しており、地域住民同士の積極的な関係づくりが見受けられなくなっています。 ●地域行事や活動への参加を促す情報発信や、多様な交流を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で解決できない課題を社会福祉協議会等の専門機関へ相談するなどの連携は、多くの地域で実施されています。 ○制度の狭間の問題により、地域の支援者や専門機関につながらないままになるケースも見られます。 ●専門機関や行政と連携して身近な支援ができるよう、つながりの強化が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスや地域活動についての情報収集、見守り活動等を通じた情報の周知ができていない地域はあまり多くありません。 ●無関心層に興味を持ってもらう仕掛けづくりを行うなど、誰もが身近なところで、簡単に地域情報を発信し、共有できる仕組みを整える必要があります。
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○声かけや地域行事への参加を通じた活動内容の周知は、実施している団体が過半数となっています。 ●ボランティアやNPO活動を学習・体験する機会を増やし、参加意欲のある人を育てていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭や高齢者、障がい者、外国人市民などが持つ様々な地域生活課題の把握は重要ですが、十分に実施できていません。 ●地域で解決できない課題を解決する組織になるためには、各種団体や行政と連携できる体制を整える必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に関する必要な情報の周知や、社会福祉協議会等との連携による人材の育成支援を実施している団体は少ない状況です。 ●関係団体と連携し、担い手の育成などに取り組む必要があります。

	基本方策1 “つながりあい”の促進	基本方策2 “支えあい”の促進	基本方策3 地域福祉を支える仕組みづくり
社会福祉事業者	<p>○声かけやあいさつ、まつりなどの行事・イベントの実施は過半数の事業者が実施できています。</p> <p>●事業者が直接地域住民と接したり、学校等の福祉教育に協力したりする機会を持てるよう、地域ぐるみで体制を整える必要があります。</p>	<p>○一人一人のニーズに応じた支援や利用者が参加する地域活動への支援、専門的立場からの相談対応や解決のための支援が実施できている事業者は、あまり多くありません。</p> <p>●サービス利用者の悩みや相談ごとの解決に向けた支援が行えるよう、支援できる体制を整える必要があります。</p>	<p>○行事・イベントや事業内容等について、小・中学生等に対する周知や地域内での情報共有など、情報発信は多くの事業者で実施されています。</p> <p>●地域活動を行う際には、ボランティア団体と一緒に積極的に参画することが必要です。</p>
社会福祉協議会	<p>○各学区（町）の福祉を高める会や福祉会が取り組むよう、生活支援コーディネーターが中心になり、地域住民が集える場の設置を市内全域で推進しています。</p> <p>●地域資源である社会福祉法人や民間の法人等の協力を得られるような取組も求められます。</p>	<p>○地域住民が見守り・援助活動を行う小地域福祉ネットワーク活動や、ちょっとした困りごとを支援するグループを地域住民同士で組織するお互いさま活動（生活支援活動）を進めています。</p> <p>●見守り活動やお互いさま活動を推進するためには、お互いのつながりを深めていく取組を推進しながら、活動の担い手を確保していく必要があります。</p>	<p>○福山市市民後見人養成講座の定期開催や、各種ボランティア入門講座・養成講座等（手話や要約筆記等）を実施し、市民後見や障がい者への支援につながっています。</p> <p>●サービス事業所が相談できる専門性と調整の能力が求められます。</p>
行政	<p>○多世代交流の機会づくりや地域行事等への地域包括支援センターの参加による地域住民同士の交流やネットワークの構築を進めています。</p> <p>●交流促進や生きがいづくりに関する取組は、新しい生活様式を取り入れながら、デジタルを活用するなど新たなコミュニケーションの手段によるつながりづくりを定着させることが必要です。</p>	<p>○地域の実態やニーズを把握しながら、住民同士の支え合いの支援や互助について啓発するなど、子育てや高齢者など様々な分野で支え合いを推進しています。</p> <p>●地域福祉について住民からの理解を得られるよう、あらゆる機会を通じて地域福祉について、周知していく必要があります。</p> <p>●複雑化・複合化する相談に対する支援に向けて、相談員の専門性等質の向上に取り組む必要があります。</p>	<p>○ボランティアや地域リーダーの育成に取り組むとともに、各関係機関と連携したあらゆる課題に対する支援体制の整備や、地域に住む誰にとってもわかりやすい情報発信、成年後見制度の利用促進等に努めています。</p> <p>●地域住民の抱える課題は多様化・複合化しており、対応できる支援体制づくりが必要です。</p> <p>●ボランティア・NPO、社会福祉事業者や企業の連携体制を構築する必要があります。</p>

7 前計画の評価と今後の方向性

(1) “つながりあい”の促進

地域の交流やつながりについては、各分野において地区サロンなどの様々な交流の場づくりを進め、相互理解や生きがいづくり、居場所づくりに取り組んできました。地域や一人一人の単位で活発な取組が行われ、地域のサロン数は大きく増えています。

しかし、地域における支え合いの基盤の脆弱化や、親族や友人などとの接触の欠如、寂しい時の話し相手や病気の時の看病など、困った時に頼りにできる人がいないことにより社会的に孤立し、支援が届きにくい住民も存在しています。このため、つながり合う、集い合う仕組みとして、交流の場づくりをより一層進めるとともに、今後はデジタル技術の活用や小地域での交流といった新たな視点での取組も進めていきます。

(2) “支えあい”の促進

“支えあい”の促進について、分野ごとの行政や関係団体等の支援による課題解決や互助の啓発に取り組むなど、支え合いの地域づくりを進めてきました。家族や隣近所といった、住民にとってより身近な範囲では、相談や声かけなど支え合いの取組が進められています。

一方で、ダブルケアや貧困の連鎖など、現在の対象者別・分野別に整備された制度では、対応が困難な事例が増えてきており、複合的な支援が求められています。

今後は、地域の情報の共有や地域資源の利活用、地域団体と専門機関等との連携などを更に深めていきます。また、潜在的な課題に気づき、必要な支援へ円滑につなぐことができる身近な住民同士のつながりなど、多様な支え合いの仕組みを構築します。

(3) 地域福祉を支える仕組みづくり

ボランティアや地域リーダーの育成などあらゆる支援体制の整備に取り組んできました。地域での情報共有や仲間づくりは進んでいる一方で、高齢化や新たな担い手不足が問題となっています。

また、地域住民の抱える課題の複雑化・複合化に伴い、分野別の支援体制では解決できない事例もみられます。

こうした中、身近な相談相手から専門的な相談支援までを一体的に取り組めるようにするためには、包括的な総合相談支援に向けたネットワークを構築する必要があります。

今後は、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、住民や地域、社会福祉事業者、行政などの多様な主体の参画により、分野を超えてネットワークが機能する体制を構築します。

8 計画を進めるためのそれぞれの役割

地域共生社会の実現に向けて、住民、地域、行政などがそれぞれ役割をもって主体的に計画を推進します。

(1) 住民の役割

自らが住む地域に関心を持つとともに地域の課題を自分事として捉え、解決に向けて何ができるかを考え行動することが求められます。地域関係の希薄化が進む中で、日頃からあいさつや声かけを通じて顔の見える関係づくりに取り組むとともに、地域の行事や活動に積極的に参加し、主体的に地域との関わりを持つことが期待されます。

(2) 地域の役割

地域では、学区（町）まちづくり推進委員会をはじめ、自治会（町内会）、福祉を高める会や自主防災組織など様々な地縁団体が活動しています。近年は地域住民の抱える課題が複合化・複雑化する中で、こうした地縁団体には、支援を必要とする個人や世帯に気づき、見守り、時には必要な支援につなげることが期待されます。

(3) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは地域で様々な活動を行っており、中には地域住民の抱える地域生活課題の解決に向けた支援を行っている団体もあります。団体のもつ機動性や先駆性、専門性、柔軟性を発揮し、地縁団体や団体間との連携をしながら、活動の幅を広げ地域生活課題の解決に寄与することが期待されます。

(4) 社会福祉事業者（社会福祉法人等）の役割

社会福祉事業者は、社会福祉法第2条を根拠とする社会福祉事業を行う者であり、利用者が地域社会において自立した生活を営むための支援や福祉サービスの質の向上、関係機関や他の事業者との連携の中で、総合的なサービスを提供することが求められています。

社会福祉法人は、社会福祉法第22条に定義される法人のことで、社会福祉事業の主な担い手として福祉サービスの提供を行うほか、地域における公益的な活動を通して様々な課題を抱えた人を支援する、地域福祉の拠点としての役割も期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」と規定されている「民間の福祉団体」です。地域のさまざまな生活上の課題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

地域住民、ボランティアなどの参加・協力を得て活動することを大きな特徴とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

高齢者、児童、障がい者等に関する様々な福祉サービスを提供するとともに、生活支援サービスやボランティア活動の裾野の拡大、住民主体の活動団体のネットワークづくりなど、「地域の福祉力」を高めていくことが期待されます。

(6) 行政の役割

行政は、住民や地縁団体などの自主的な活動を促し、地域福祉を進めるとともに、市民福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

近年は8050問題やヤングケアラーなど、地域住民の抱える課題は多様で複雑なものになっており、既存の施策では対応できない課題が顕在化しています。地域共生社会を実現するためにも、行政においては、各部署が横断的に連携できる体制を整え、各主体の取組を支援・推進し、リーダーシップを発揮することが求められています。それぞれの役割を踏まえながら、地域生活課題に応じた支援や市民への意識啓発など効果的な福祉活動に果敢に取り組みなければなりません。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

『**支え合いながら すべての市民がいいきと心豊かに
安心して暮らせる共生のまち ふくやま**』

すべての人が地域で心豊かに暮らすためには、たとえ生活上の困難を抱えていても、その人らしく生きる権利を持ち、安心して暮らせる地域であることが求められています。

また、地域社会において、「支える」もしくは「支えられる」は、関係が固定されるものではなく、その関係は入れ替わり、循環しながら生活が営まれています。

少子高齢化や老老介護、生活困窮者など地域生活課題の複雑化により、今後、より一層地域福祉の重要性が高まる中、孤立している人に気づき、あらゆる人が出会い、そしてつながり合いながら、互いに手を差し伸べ合って、地域みんなが健やかで幸せに暮らせることが大切です。

そのためには、地域の課題に自ら気づき、関係する組織や行政等と一緒に知恵を絞り、力を合わせて課題を解決していける「地域力」を高めていくことが必要です。

本計画では、地域福祉を通して、誰もが役割を持ち、人と人がつながることで、誰一人取り残さず、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

ばらのまち福山
イメージキャラクター「ローラ」



2 基本目標

基本理念で掲げた地域共生社会の実現に向け、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 誰もが孤立せずいきいきと暮らせる

つながりづくり

高齢者のみの世帯やひとり親家庭、ひきこもりの人やその家族など、地域で孤立しやすい可能性のある人々が生きがいを持って地域の中で暮らせるよう、社会参加の機会の充実を通じた地域での出会いとつながりづくりを推進します。

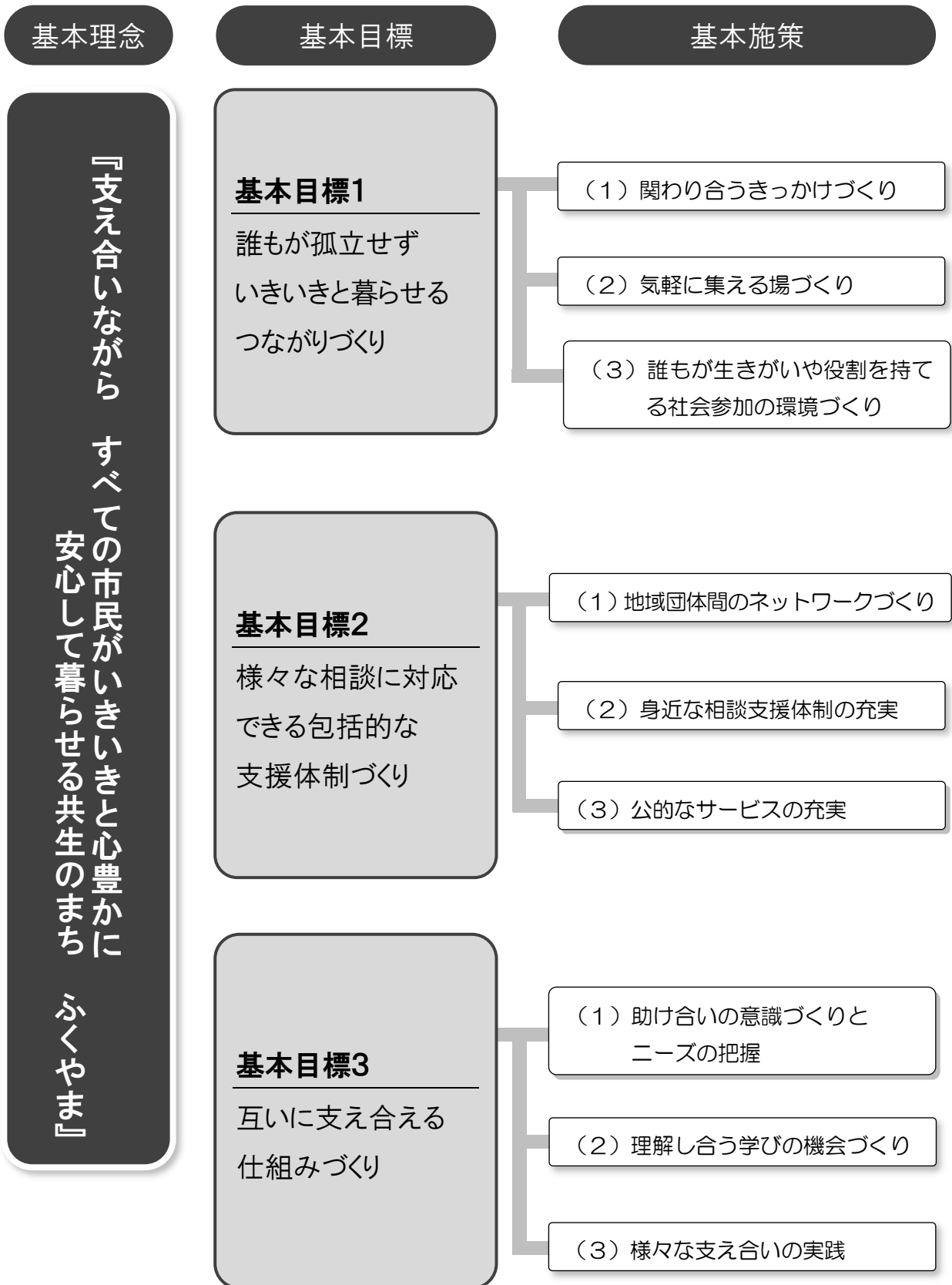
基本目標2 様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり

地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、地域で安心して暮らせるよう相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる包括的な支援体制を構築します。

基本目標3 互いに支え合える仕組みづくり

住民同士が相互に支え合い、地域の困りごとを地域の中で解決できるよう、住民をはじめ各関係団体の連携により、支え合いの仕組みを構築します。

3 施策の体系



第3章 施策の展開

基本目標1

誰もが孤立せずいきいきと暮らせるつながりづくり

(1) 関わり合うきっかけづくり

■現状と課題

○本市では、保育所等における世代間交流や、ボランティアの養成講座や体験を実施していません。

○2020年（令和2年）に追加された社会福祉法第106条の4では、重層的支援体制整備事業において、参加支援事業が規定されました。

参加支援事業では、社会とのつながりを作るための支援を行うことや、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作ることが重要です。

○近年は隣近所とのつながりが希薄化しており、地域でお互いに支え合える関係性を築くためには、人と人とのつながりを深めていく必要があります。



日頃からの声かけや見守り、サロン活動への参加など、子どもから高齢者まで様々な人が地域で互いに関わり合うきっかけをつくれます。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○人とのつながりを深めるための、隣近所や地域でのあいさつ・声かけ ○地域で行われる祭りやスポーツ大会、清掃活動等への参加
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○誰でも気軽に参加できる地域行事の企画・情報提供 ○若い世代や転入者、障がい者などが地域行事に参加しやすい環境づくり
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○声かけ等による地域との関わり ○地域行事への参加を通じた活動内容の周知 ○居住地域でのボランティア活動への意識づけ
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域とのつながりを深めるための声かけやあいさつ ○地域住民の参加を促せる「まつり」などの行事・イベントの実施
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○誰でも気軽に参加できる行事の開催 ○地域で活動する人同士が、学区をまたいで交流できる機会づくり

■行政の主な取組

挨拶・声かけの推進	近所での人と人との絆を深めるために、子どもから大人まで積極的に挨拶・声かけすることを推進します。
地域活動団体の支援	地域生活課題の解決のため、地域で活動する団体を支援します。

(2) 気軽に集える場づくり

■現状と課題

- 本市では、子育てや高齢・障がい等あらゆる分野において、絵本の読み聞かせやイベント、高齢者のサロン、認知症カフェなどの交流の場づくりを進めています。
- 誰でも気軽に参加できる地域行事の企画、地域の中で定期的に人々が集い、交流や相談のできる場づくりについては、多くの地域で取組が進められています。その一方、障がい者や外国人市民も一緒に活動ができている地域は少数となっています。
- 課題を抱えた人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりをはじめ、アプリやオンラインなどのICT技術を活用して取り組む必要があります。



身近で気軽に立ち寄れる居場所や交流の場を充実します。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・交流館やコミュニティセンター・館，サロン等で行われている活動への参加 ○生きがいづくりや仲間づくりのための活動への参加
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で定期的に人々が集い，交流や相談のできる場づくり ○地域住民のニーズの把握
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人が日頃の悩みなどを話しやすい場をつくるための協力 ○同じ地域生活課題を持った人が集える場の提供
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等を活用した地域住民も参加できる交流の場づくり ○地域行事などへの参加によるサービス利用者と地域との交流 ○地域の多様な人々が参加できる企画づくり
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地縁団体や市との連携による身近な居場所づくりの支援 ○公共施設や空き店舗，空き家を利用したサロン活動の支援

■行政の主な取組

地域活動団体の支援	地域生活課題の解決のため活動する団体を支援します。
交流の場の充実	<p>公民館や交流館などの公共施設内に集いの場をつくり，交流や日本語学習支援等の事業を実施します。</p> <p>また，アプリやオンラインを効果的に活用し，新たな方法での交流を推進します。</p>

(3) 誰もが生きがいや役割を持てる社会参加の環境づくり

■現状と課題

- 本市では、ひきこもり相談窓口「ふきのとう」の開設や、就職氷河期世代の就職・正規雇用化に向けた取組など、様々な課題を抱える市民の居場所づくりを進め、相互理解や生きがいづくり、多様な社会参加の実現を推進しています。
- 地域コミュニティの希薄化やひとり暮らし世帯の増加によって、社会から孤立する人が罪を犯したり、犯罪や非行をした人が抱える課題が見過ごされる機会がないよう、地域ぐるみの支援や就労・住宅の支援など、更生に向けた取組を推進することが求められます。
- 国では、2016年（平成28年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」を定め、地域生活の安全安心の実現のためにも、犯罪・非行をした人の社会復帰に向けた支援を計画的に行うことが必要となっています。本市においても、2021年度（令和3年度）に「福山市再犯防止推進計画」を策定しました。
- また、ひきこもりなど社会参加に向けてより丁寧に支援する必要がある人への支援については、ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、支援関係者の連携の促進が必要とされています。
- 年齢や障がいにかかわらず働くことができるよう、多様な働き方を推進し、市内事業所において働き方改革とワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を進めます。



誰もが孤立することがないよう地域の「つながり」「支え合い」を基本に、誰もが役割をもって、お互いの個性や多様性が尊重される地域社会をつくります。

■みんなで取り組むこと

住民	○隣近所で支援が必要な人に対する積極的な見守りや声かけ ○自分の持つ能力を地域で活かす
地域	○関係団体と連携しながら行う地域生活課題に対する支援 ○地域での気軽に相談できる場や機会の充実
ボランティア・NPO	○ボランティア活動希望者の積極的な受入れ ○関係団体やボランティア団体同士による交流
社会福祉事業者	○事業所で実施している福祉サービスの充実 ○職業訓練や就業先の斡旋など、専門機関と連携した相談支援の充実
社会福祉協議会	○関係団体と連携しながら行う支援ネットワークづくり ○住宅の斡旋などを行う事業者等への理解の促進や啓発 ○ボランティア・NPO等との連携による地域の相談体制の充実

■行政の主な取組

多様な働き方の推進	犯罪歴等を理由に就労が困難な場合やひきこもりの人に対し、必要に応じた相談・支援を行い、犯罪をした人等の就労支援を行います。
	年齢や障がいにかかわらず、多様な働き方ができるよう、取組を推進します。
住宅環境の整備	犯罪歴等を理由に適切な定住先を確保できない場合や障がい者や高齢者に対し、必要に応じた相談・支援を行い、適切な住居の確保を進めます。
居場所づくり	あらゆる人が、支えられるだけでなく支える側にもまわり、誰もが役割を持って地域で活躍できるよう居場所づくりに向けた支援を行います。

基本目標 2

様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり

(1) 地域団体間のネットワークづくり

■現状と課題

- 地域に施設利用者等の状況・特性を伝える取組ができている事業者は少数です。
- 本市では、虐待やDVの防止や早期発見・効果的対応、高齢者や生活困窮者、障がい者等への支援について、各関係機関と連携し取り組んできました。近年は、地域住民の抱える課題の複合化が進んでいます。
- 民間活力を活かした新規事業の開発やコーディネート機能の支援など、多様なサービスの振興・参入の促進及び多機関が協働した包括的な相談支援体制の構築が求められます。



地域での孤立や複合的かつ多様な地域生活課題に対応するために、地域住民を中心とした団体間のネットワークを構築し、課題解決に向けた横断的な連携の機会・場を充実します。

■みんなで取り組むこと

住民	○市や社会福祉協議会、地縁団体が行う地域活動への参加 ○生きがいづくりや地域活動を行う仲間づくり
地域	○学区(町)まちづくり推進委員会等の関係団体と行う、地域内の情報や解決方法等の共有
ボランティア・NPO	○社会福祉協議会や地縁団体との連携による、地域生活課題や解決方法の情報共有 ○市や社会福祉協議会、地縁団体等が行う交流会や会議への積極的な参加
社会福祉事業者	○地縁団体や事業所間における、地域内の情報共有 ○市や社会福祉協議会、地縁団体等が行う交流会や会議への積極的な参加
社会福祉協議会	○地域包括支援センターや地縁団体の情報共有を図る情報交換会の開催 ○ボランティアセンターに登録する団体の連絡会議の定期的な開催 ○企業ボランティアの掘り起こしと地域活動との連携

■行政の主な取組

多機関連携ネットワークの構築と推進	市内で相談支援を行う様々な機関、団体が連携し、複合的な課題を抱える市民の支援に包括的に取り組むため、多機関連携ネットワークを構築します。 複合的な相談に対するケース会議を都度開催することに加え、包括的な支援体制の整備等について検討・実施するための会議を設置し、定例開催をめざします。また、複数の専門機関がアイデアを出しあって課題の解決に向かえるようなアドバイザー機能の構築をめざします。
人権ネットワークの推進	地域福祉を支える人権ネットワークとして機能するよう様々な組織と連携し人権啓発を推進します。
住民参画によるネットワークの推進	地域とボランティア・NPO等の交流拠点である「まちづくりサポートセンター」を中心に、登録団体や地域、企業、大学、行政等とのマッチングや各種支援制度を活用し、多様な主体によるネットワークが形成され、誰もが参画できるまちづくりを進めます。
虐待・DV防止の推進	複雑化・複合化する事例にも効果的に対応するため、ネットワークを構成する関係団体との情報の共有化や連携体制の強化を図るとともに、虐待・DVの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

(2) 身近な相談支援体制の充実

■現状と課題

○国が進めている重層的支援体制整備事業には、3つの支援が規定されており、そのうちの1つに包括的相談支援事業があります。

包括的相談支援事業では、複雑化・多様化した地域生活課題を解決するため、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制の整備や、制度の狭間の問題や生活困窮者のような分野横断的に複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぐことが必要となっています。

○本市では、ネウボラ相談窓口「あのね」をはじめ、様々な分野において、関係機関が連携し地域の相談窓口を設置しています。相談件数は増加傾向にあり、相談内容の中には複雑化・複合化した課題も見られます。また、2020年（令和2年）からひきこもり相談窓口「ふきのとう」を開設し、関係機関・団体と連携し家族への支援も行っています。

○地域で解決できない課題を社会福祉協議会等の専門機関へ相談するなどの連携体制については多くの地域で取り組まれています。しかし、連携が上手くいかず、相談を受けた人から地域の支援者や相談機関につながらないままになるケースも見られます。



地域で支援を必要とする人が孤立することのないよう、適切な支援を行うことができる相談支援体制を充実します。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人との身近に相談できる関係づくり ○悩んでいる人や困っている人への声かけ, 相談対応, 支援機関等へのつなぎ
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にある, 気軽に相談できる場や機会の充実 ○不安や悩みごとを持つ人を把握し, 相談・支援ができる環境の整備
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で解決できない地域生活課題についての相談対応 ○悩みや相談ごとに対する課題解決のための支援 ○基礎的及び専門的知識や技術の習得
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で解決できない地域生活課題に対する専門的な立場からの相談対応 ○悩みや相談ごとに対する課題解決のための支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○相談から福祉ニーズを把握したうえでのボランティアの支援のマッチング ○ボランティア・NPO等との連携による地域の相談体制の充実

■行政の主な取組

包括支援体制の構築	<p>複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の問題に対応するため, 相談を包括的に受け止める, 支援機関のネットワークにより断らない相談支援体制を構築します。</p>
民生委員・児童委員の活動推進	<p>研修等の充実や委員同士の連携など, 民生委員・児童委員活動を推進します。</p>
地域の相談窓口の充実	<p>交流館, コミュニティセンター・館等において, 生活・就労・教育・人権等, 生活上の課題等に関する相談業務を実施します。</p>

(3) 公的なサービスの充実

■現状と課題

- 地縁活動の活性化や見守り活動等への新規の参加者を増やすためにも、地縁活動やボランティア活動などの情報発信を充実させるとともに、無関心層に興味を持ってもらう仕掛けづくりを行う必要があります。
- 本市では、各福祉計画に基づき福祉サービスを提供してきたほか、成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成、防災の取組等を進めてきました。権利擁護の取組については、引き続き、周知・啓発を進めていく必要があります。
- 社会福祉協議会については、社会福祉事業者が相談できる専門性と調整の能力が求められます。
- 支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、住民に対する情報提供を充実させることが求められます。



福祉サービスの質・量の確保をはじめとする福祉施策を充実させるとともに、誰もが地域福祉に関する必要な情報を得られるよう、情報発信を強化します。

■みんなで取り組むこと

住民	○福祉サービス情報の入手や必要に応じたサービスの利用 ○日常の安否確認や声かけによる、助けが必要な人の把握
地域	○地域生活課題や行政施策の把握と市や社会福祉協議会との情報共有 ○地域の人に対する安否確認や声かけなどの状況に応じた支援
ボランティア・NPO	○福祉サービスの情報収集と地域への情報発信 ○社会福祉協議会等との連携による手助けが必要な人への支援
社会福祉事業者	○事業所で実施している福祉サービスの充実 ○支援を必要とする人に対する生活支援
社会福祉協議会	○社会福祉事業者が相談できる専門性と調整の能力 ○権利擁護等の福祉サービスの充実 ○福祉を高める会・ボランティアの会が行う地域活動の支援

■行政の主な取組

<p>地域包括ケアシステムの 深化・推進</p>	<p>地域ケア会議等を活用して、地域特性や課題、地域に存在する社会資源及びそれらのネットワークを把握・活用しながら、個別の支援や地域での取組につなげます。また、個別の課題解決や地域課題の把握・検討を行う地域ケア会議の開催を進め、介護・福祉・医療・地域の関係団体等をはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。</p>
<p>様々な媒体による 情報発信の充実</p>	<p>広報「ふくやま」やホームページ、広報テレビ、広報ラジオ、各種 SNS など、多様な媒体を活用し、市政に関する情報を対象者や関係者に広く発信します。</p>
<p>生活困窮者への自立支援</p>	<p>経済的な面などで生活に困っている人からの相談に対し、自立に向けての支援プランを作成するとともに、家計改善支援事業や自立相談支援事業・就労準備支援事業との一体的な実施など、課題解決に向けて取組を進めます。</p>
<p>外国人市民への支援</p>	<p>外国人市民が日本語や生活習慣等について学びやすいように様々な取組を進めます。</p>
<p>アウトリーチによる 継続的支援</p>	<p>地域生活課題を抱えながら支援を受けていない人に対して、団体や公的機関の支援を行うため、積極的に働きかけます。</p>
<p>成年後見制度の 利用促進</p>	<p>権利擁護センター内に設置した中核機関が調整役になり、必要な支援につなげるため、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>後見人の担い手である市民後見人の養成に取り組みます。 また、市民後見人の資質の向上を図るとともに、市民後見人活動の支援を行います。</p> <p>認知症高齢者や障がい者への適切な支援につなげるため、中核機関において専門職による定例相談やケース会議等を行います。 また、認知症高齢者等の財産や権利を守るため、成年後見制度の市長申立による支援、申立費用や後見人等への報酬を支払う資力がない人に対する助成の支援を行います。</p> <p>成年後見等の申立を行う際の資料作成や課題や悩みを抱える親族後見人などへの支援を行います。 また、成年後見制度がより身近な制度となるよう、出前講座や講演会などを開催し、制度の利用を促進します。</p>

基本目標3

互いに支え合える仕組みづくり

(1) 助け合いの意識づくりとニーズの把握

■現状と課題

- 本市では、避難行動要支援者避難支援制度の啓発による、お互いに助け合うことの重要性の周知や、生活支援コーディネーターを配置し、住民の自発的な支え合いの活動を支援しています。
- 国のガイドラインでは、住民が地域に関心や理解を進め、住民同士で課題を共有し、地域の構成員として地域福祉の意識を向上させることが求められています。
- 様々な地域生活課題を解決するためには、地域福祉に多様な人が関わる必要があります。住民だけでなく、福祉専門職、行政や社会福祉協議会など多様な主体が連携し、課題解決に取り組むことが重要です。



地域生活課題に取り組む人を増やして、地域のニーズを把握できるようにするため、地域福祉に関心を持ち、活動に参加するような働きかけを進めます。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを尊重しながら，関わり合う意識を持つ ○身の回りのできることから助け合うという意識の醸成
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な地域生活課題に支援ができる体制づくり ○様々な交流を通じて，地域での助け合い・支え合いの意識を育む
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭や高齢者，障がい者，外国人市民などが持つ様々な地域生活課題の把握 ○地域生活課題に関する地域との情報共有
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の状況から見えてくる地域生活課題の把握と地域との情報共有 ○利用者の地域活動への参加に向けた体制づくり
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活課題の相談に応じ，専門的な支援ができる組織の紹介 ○地縁団体やボランティア・NPOが行う活動についての住民への情報提供

■行政の主な取組

互助の啓発	<p>お互いに助け合うこと（＝互助）の重要性について啓発するとともに，地域の実態やニーズの把握を行い，地域福祉の向上につなげます。</p>
地域の支え合い活動の支援	<p>生活支援コーディネーターが地域で，地域の課題や将来について話し合う，学区での話し合いの場（協議体）づくりを進めることで住民の自発的な支え合い活動を支援します。</p>
災害に備えた互助の仕組みづくり	<p>避難行動要支援者の情報を，準備が整った地域へ提供し，地域での互助を推進します。また，災害発生時に避難支援を円滑に行うため，市内の全学（地）区での避難支援プランの作成をめざします。</p>

《プライバシーへの配慮について》

地域福祉活動は，人と人との関わりの中で進められていくものであることから，お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。

地域住民や支援が必要な人などと信頼関係を築くためには，プライバシーに配慮し，個人情報を適切に管理しつつ，上手に活用することが大切です。

(2) 理解し合う学びの機会づくり

■現状と課題

- 本市では、子育て分野や高齢者・障がい者、ひきこもり支援や国際交流などあらゆる分野で居場所づくりを進め、生きがいにづくりに取り組み、相互理解の促進や人権教育、多様性の認め合いに努めています。
- ボランティアやNPO活動について学習する機会はあまり多くはなく、活動を知っていても参加するにはハードルが高く感じられてしまう現状があります。
- 地域福祉について、子どもから高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人市民など様々な立場の人がお互いを理解し、関心を深めることで地域に住む一員としての意識を向上させ、主体的に地域のことを考えられる環境づくりを進めていく必要があります。



自分が住む地域を、誰もがお互いに理解しあい、共に暮らしていける地域としていくため、様々な立場の人がお互いに学びあえる環境づくりを進めます。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館、交流館、コミュニティセンター・館等で行われている学習活動への参加 ○地域の障がい者、外国人市民などの暮らしの状況や課題に関心をもつ
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や外国人市民も含めて、一緒に参加できる行事の開催 ○地域への関わりが薄い人に対し、参加を促すための生涯学習の周知
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が福祉に対する理解を深めることができる機会の提供 ○障がい者や外国人市民に対する支援活動へ、地域住民の参加を促す取組
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○職場体験の受入れや地域行事への参加を通じた福祉意識の啓発 ○地域に利用者等の状況・特性を伝える取組
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・NPO等との連携による地域福祉について学べる場や機会の提供 ○地域に対する事業内容の周知

■行政の主な取組

差別のない誰もが真に大切にされる社会の実現	出前講座等を通じて障害者差別解消法の周知を行い、障がいや障がい者に対する差別・偏見をなくし、理解を深める取組を進めます。
	「福山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき様々な人権問題について正しく理解し、差別を解消していく行動につながるよう啓発を行います。
多文化共生の推進	ふくやま国際交流協会との連携により「福山多文化共生大学」を開催し、多文化共生が根付いたまちづくりを進めます。

(3) 様々な支え合いの実践

■現状と課題

- 本市では、子育て分野ではキラキラサポーターによる子育て家庭への情報提供や、高齢者分野では民生委員による見守り、障がい者分野では関係団体の支援による障がい者の社会参加の促進など、様々な分野での支え合いを推進しています。
- 国のガイドラインでは、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備をすることが求められています。
- 地域住民やボランティア、NPO等による社会福祉活動を促進するため、活動に必要な情報や知識、技術、拠点に関する支援を行うとともに、住民や地域の自主的な活動と行政や社会福祉協議会などとの連携が求められます。



住民をはじめ各関係団体が「お互いに支え合う」という意識を持ち、地域での支え合い・助け合いを連携しながら実践します。

■みんなで取り組むこと

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者や障がい者など、隣近所で支援が必要な人に対する見守りや声かけの実施 ○空き時間を活用したボランティア活動への参加
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン活動等における見守りの実践 ○地域内の関係団体との連携や協力関係を深める ○地域内外でのボランティア活動の受け皿づくり
ボランティア・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども、高齢者、障がい者など、支援を必要とする人へのその人に応じた支援 ○関係団体と連携しながら行う効果的な支援の展開 ○居住地域でのボランティア活動への参加
社会福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする一人一人のニーズに応じた支援 ○ボランティアの受入れや利用者が参加する地域活動への支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○学区ボランティアの会が行う支援を必要とする人に対する活動の支援 ○関係団体と連携しながら行うネットワークづくり

■行政の主な取組

多様な主体が参画する地域づくりの推進	<p>地域では、各種団体等で構成する学区（町）まちづくり推進委員会を中心に、様々な地域の課題解決や活性化に取り組んでいます。幅広い世代の住民や外部人材も含めた多様な主体が参画する地域づくりの推進を支援します。</p>
支援が必要な人への支援の充実	<p>支援が必要な人と支援に協力できる人をマッチングさせ、地域で助け合う活動を支援します。</p>
	<p>地域での支え合いを基本に、地域住民・団体と連携して、住み慣れた地域での日常生活の支援を推進します。</p> <p>それぞれの能力を活かし、自分らしく暮らせる地域づくりを支援します。</p>
地域と行政サービスとの連携	<p>地域生活課題を受け止め、適切な行政サービスを提供します。また、必要に応じて、専門的機関につなぎ、解決に向けた支援を行います。</p>
企業との連携	<p>包括連携協定を活用し、行政と企業が協力し、地域生活課題の解決に取り組みます。</p>

第4章 重点施策

本計画で定める基本施策を推進していくために力を入れて取り組む施策として、次の3つの施策を重点施策に設定しました。

(1) 重層的支援体制の整備

ヤングケアラーや8050問題など、これまでの子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応困難な複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、重層的支援体制を整備し、課題を抱える人やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉を推進します。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的な支援に向けて、これまでの相談支援体制を維持しつつ、実情に応じた包括的な支援体制の整備をめざし、関係者で意見交換を進めます。

2022年度（令和4年度）から包括的支援体制の整備に着手し、2024年度（令和6年度）の本格実施をめざします。

具体的には、属性や世代を問わずに複合的な課題に対応する「包括的相談支援体制」をはじめ、多機関連携ネットワークやアドバイザー機能など「多機関協働事業」等の実施を段階的に進めることで、重層的支援体制を構築します。

新たな事業の全体像

相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施



参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は既存の取組を活用
- ・既存の取組で対応できない狭間のニーズにも対応

例：就労支援
居住支援



地域づくりにむけた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート



継続的な伴走支援・多機関協働による支援の実施

■実現に向けたロードマップ

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
地域福祉計画 策定	地域福祉計画 2022（5年間～2026年度）				
○関係部署や 団体との 意識統一、 連携強化	包括的支援体制整備に 向けた「体制づくり」 相談支援 参加支援 地域づくり アウトリーチ 多機関協働		包括的支援体制の 「本格実施」		

（２） デジタル化の推進

包括的な支援体制を支えるICT技術の導入・活用を進め、情報共有の円滑化やICTを活用した住民参加を促進し、地域生活課題の解決や安心安全な暮らしの実現に取り組みます。

コロナ時代の新しい社会を見据えた都市づくりを進めるため、2021年（令和3年）3月に策定した「福山みらい創造ビジョン」や2021年度（令和3年度）に策定した産業・地域・行政の「デジタル化実行計画」では、社会のデジタル化を推進しています。

新型コロナウイルス感染症の流行から、地域活動においても、大人数で集まるイベントの中止、活動の少人数化や休止などが相次ぎ、人とのつながりを保つことが難しくなっています。

デジタル技術は身体の不自由さや言葉の壁などの障がいの解消に寄与するものです。コロナ禍での経験を活かし、SNSの活用やオンライン面談など、支援の必要な人が地域や支援機関とつながることができるコミュニティを形成するため、ICT技術の導入・活用を進めます。また、支援機関間においても、ICTを活用してオンラインによるネットワーク会議などにより情報共有を円滑化し、包括的な支援体制を進めます。

（３） 地域を担う人材の育成

地域共生社会の実現には、地域課題を住民が主体的に解決することが必要です。このため、地域活動の担い手を増やし、地域福祉を推進する人材の育成とその環境づくりを進めます。

地域に住むすべての人がそれぞれの持つ知識や経験を活かしながら、地域の一員として役割を担い支えあえるよう、ボランティアや地域リーダーの養成を進めます。

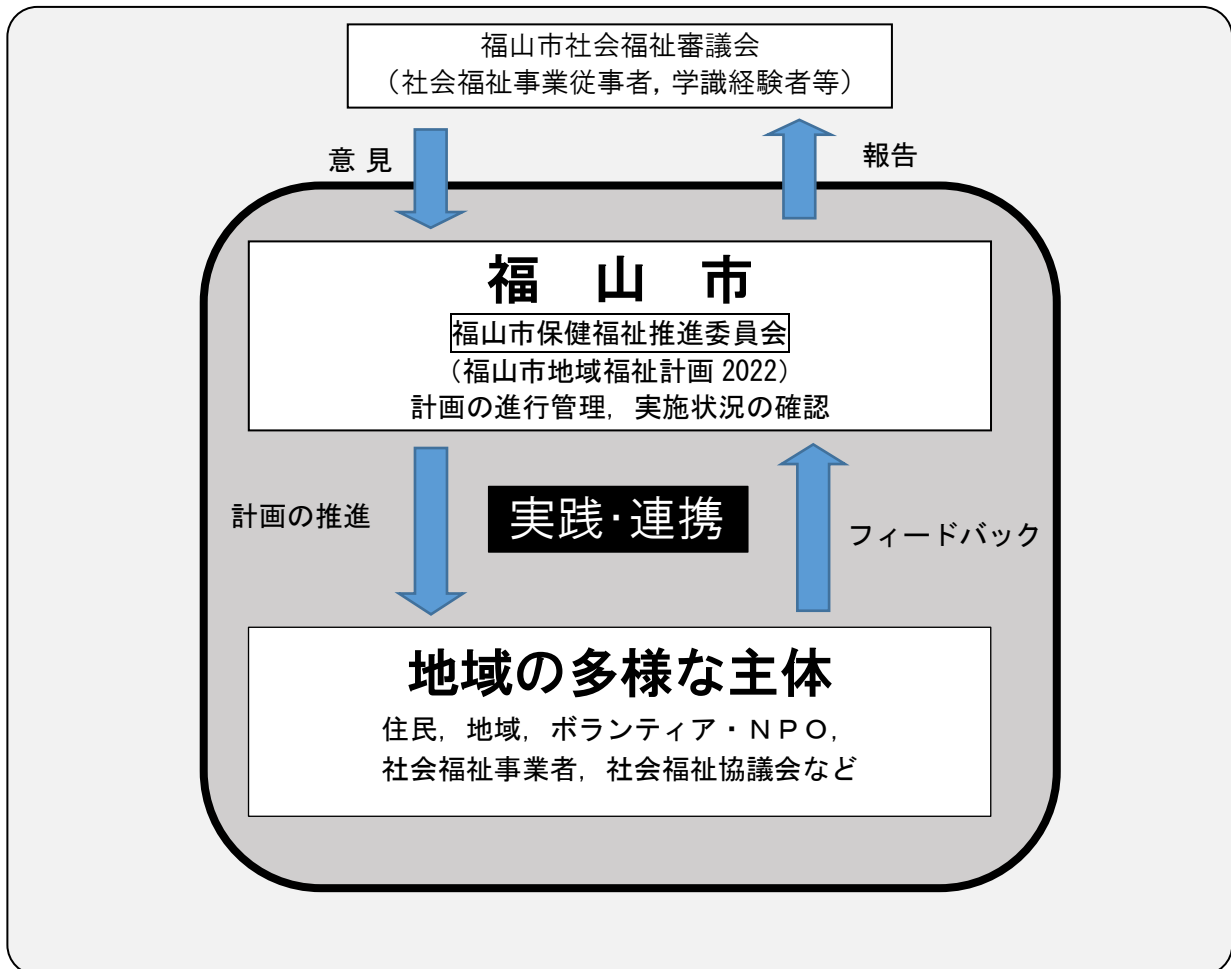
また、SNSの活用など地域活動に関心がある人に対する情報発信を強化し、地域活動への参加から実践につなげるための取組を段階的に進めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、行政内部で構成される「福山市保健福祉推進委員会」を通じて、全庁一丸となって取り組みます。行政と地域の多様な主体が連携し、すべての主体が実践していくことで計画を推進していきます。

■推進体制図



2 計画の進行管理

本計画に基づき、地域福祉の現状や課題を継続的に把握するために、地域に出向き、関係団体等との意見交換の場を設けます。

地域や行政等の取組について、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

第6章 資料編

1 策定経過

年月日	社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	市民等	市（福山市保健福祉推 進委員会）
2021年（令和3年） 6月8日（火）～ 30日（水）		地域福祉団体や事業等 へのアンケート調査	
6月14日（月）	第1回全体会（諮問）		
8月12日（木）			第1回
8月19日（木）	第1回専門分科会		
11月17日（水）			第2回
11月29日（月）	第2回専門分科会		
12月16日（木）～ 2022年（令和4年） 1月21日（金）		パブリックコメント	
2月9日（水）			第3回
2月22日（火）	第3回専門分科会		
3月1日（火）	答申		

2 福山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

(1) 委員名簿 (2022年〔令和4年〕3月31日現在)

名 前	所 属	備 考
大石 豪彦	福山市医師会	
◎小野 裕之	福山市社会福祉協議会	
貝原 和子	福山市男女共同参画センター	
河村 晃子	福山市議会	
北村 環	福山市精神保健福祉家族会 (バラ会)	
小林 貞子	福山市女性連絡協議会	
坂井 洋子	福山手をつなぐ育成会	
佐藤 賢一	福山市自治会連合会	
○佐藤 裕幸	福山市連合民生・児童委員協議会	
杉本 浩章	福山平成大学	
多田 三千男	福山市老人クラブ連合会	
根本 敏太郎	福山市身体障害者団体連合会	
野口 啓示	福山市立大学	
廣中 恵美子	部落解放同盟福山市協議会	
吉岡 孝	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	2021年10月5日まで 辰川 自光

◎：専門分化会長，○：専門分科会副会長

(計 15 人，50 音順，敬称略)

3 福山市保健福祉推進委員会

(1) 地域福祉部会委員名簿 (2022年〔令和4年〕3月31日現在)

区分	委員
委員会 ◎：委員長	市長公室長 企画政策部長 財政部長 総務部長 経済部長 ◎保健福祉局長 福祉部長 長寿社会応援部長 保健部長（保健所長） 保健部参与 ネウボラ推進部長 保育施設担当部長 まちづくり推進部長 スポーツ・青少年女性担当部長 市民部長 松永支所長 北部支所長 東部支所長 神辺支所長 建設管理部長 土木部長 都市部長 建築部長 教育委員会管理部長 学校教育部長 消防局警防部長
幹事会 ◎：代表幹事	情報発信課長 企画政策課長 財政課長 総務課長 危機管理防災課長 経済総務課長 産業振興課長 ◎福祉総務課長 障がい福祉課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 介護保険課長 保健部総務課長 保健予防課長 健康推進課長 こども発達支援センター副所長 ネウボラ推進課長 保育施設課長 保育指導課長 まちづくり総務課長 人権・生涯学習課長 協働のまちづくり課長 青少年・女性活躍推進課長 スポーツ振興課長 市民生活課長 市民課長 保険年金課長 松永保健福祉課長 北部保健福祉課長 東部保健福祉課長 神辺保健福祉課長 建設政策課長 土木管理課長 道路整備課長 都市交通課長 公園緑地課長 営繕課長 住宅課長 建築指導課長 教育総務課長 学事課長 学びづくり課長 学校保健課長 指令課長

4 福山市地域福祉計画2022（素案）についての意見募集

(1) 周知の方法

広報ふくやま 2022 年（令和4年）1月号，福山市ホームページ

(2) 実施期間

2021 年（令和3年）12月16日（木）～2022 年（令和4年）1月21日（金）

(3) 対象者

- ・市内に在住，在勤，在学している人
- ・市内の事業所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・その他，当該計画策定に当たり，利害関係を有すると認められる人

(4) 福山市地域福祉計画2022（素案）の閲覧

福山市ホームページ，市役所本庁舎（福祉総務課，市政情報室），松永保健福祉課，北部保健福祉課，東部保健福祉課，神辺保健福祉課，沼隈支所，新市支所

(5) 意見募集結果

①提出数 7件（個人7件）

- <内訳>
- ・電子メール：4件
 - ・ファックス：2件
 - ・持参：1件

②意見件数 36件

- <内訳>
- ・計画に反映したもの：15件
 - ・市の考え方を説明するもの：12件
 - ・今後の施策の参考とするもの：9件

※1通の意見に複数の内容が記載されている場合は，それぞれの内容ごとに整理

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年(令和12年)を期限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。

NPO

営利を目的とせず、様々な分野で社会的・公益的な活動を行っている団体。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて法人格を取得した法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

か行

権利擁護

住み慣れた地域で誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができるように、生命と財産を守るとともに、自立を支援し自己実現と社会参加を促す活動や考え方。

公益

社会一般の利益。公共の利益。

合計特殊出生率

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標。

互助

近隣の助けあいやボランティア等、個人的な関係性を持つ人同士が助けあい、それぞれが抱える生活課題等に取り組むこと。

さ行

サロン（ふれあい・いきいきサロン）

身近な地域で、市民やボランティアなどが協働で企画・運営している仲間づくりのための場。高齢者や障がいのある人、子育て中の人などの交流の場として活用されている。

自助

介護予防活動に取り組む、災害時身を守るなど、自ら動き、自らの力で住み慣れた地域で暮らすために課題等に取り組むこと。

市民後見人

成年後見制度において、親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）以外の後見人として、家庭裁判所から選任を受けた一般の市民であり、地域における支え合いの視点から、見守りや財産の管理などの後見活動を展開する権利擁護の新しい担い手。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題を解決するために活用される各種の制度・サービス、施設・機関・集団・個人等の有する知識や技術等を総称するというもの。

重層的支援体制整備事業

2020年（令和2年）の社会福祉法の改正により創設された国の事業。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが求められている。

生涯学習

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、趣味など一人一人が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすこと。

障害者差別解消法

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合の、合理的配慮の提供について定めた法律。

小地域

住民の顔が見える範囲の日常生活圏域。

生活困窮者

就労の状況，心身の状況，地域社会との関係性その他の事情により，経済的に困窮し，最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，地域において，生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。地域支え合い推進員ともいう。

成年後見制度

認知症や知的障がい，精神障がいなどで，判断能力が十分でない人が，契約行為や財産の管理などをするとときに不利益が生じることがないように，家庭裁判所が後見人等の支援者を選び，法律的なことや生活面に配慮しながら必要な支援をする制度。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的ちがいを認め合い，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えてつながることで，住民一人一人の暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援や介護を必要とする高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り継続できる「地域包括ケアシステム」の構築のための手法。地域包括支援センター又は市が主催し，医療，介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに，地域に共通した課題を明確化する。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう，住まい，医療，介護，介護予防，生活支援が一体的に提供される体制。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように保健・福祉などの様々な支援を総合的に行う機関。地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担う。

な行

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、集うことができる場。

ネウボラ

フィンランド語で「ネウボ」は助言やアドバイス、「ラ」は場所を意味する。安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を提供する制度。

は行

8050 問題

従来から指摘されてきた「ひきこもり」の長期化、高齢化により、親が80代、子が50代を迎えたまま地域から孤立し、生活に行き詰まるといった地域課題。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に自力で避難することが困難で支援が必要な人。

福祉を高める会

福山市社会福祉協議会が関わって、小地域で福祉活動を進めていく組織（地区社協）。小学校区単位に「学区の福祉を高める会」を、また、自治会（町単位）に「福祉会」を組織している。さらに学区の福祉を高める会と協働して活動する「学区ボランティアの会」を組織し、地域ぐるみの活動を展開している。

ま行

まちづくり推進委員会

地域の課題解決や活性化、コミュニティの育成等に取り組むため、概ね小学校区（町）内の自治会（町内会）及び各種団体等により構成した組織。

民生委員・児童委員

福祉に関する地域住民の相談に乗り、課題解決のために地域住民と関係機関を結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努める奉仕者。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

福山市地域福祉計画 2022

発行年月：2022年（令和4年）3月

発行：福山市

編集：保健福祉局 福祉部 福祉総務課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1045 FAX 084-927-7133